

平成 29 年度 公立保育所 保育所の自己評価

平成 20 年 3 月に告示された保育所保育指針（以下、「保育指針」という。）において、保育士等及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置付けられました。保育施設として、その運営や保育内容等について保護者の皆様や地域の皆様に説明することは、保育所の重要な責務です。このことを踏まえ公立保育所では保育の質の向上を図るために利用者調査を実施するとともに保育所の自己評価を実施いたしました。

今後は、評価の結果を踏まえ当該保育所において保育内容等の改善を図るとともに、保護者の皆様や地域の皆様との信頼関係がより強固なものとなるようにしてまいります。

【評価対象期間】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで

【評価責任者】

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課
長房中央保育園

施設長 杉本 浩恵